

## 保育士修学資金貸付事業(令和3年度新規事業)

### 1 目的及び概要

現在、佐久市では、保育士の人材不足とともに、進学等による市外への若年層人口の流出、特に若い女性の流出が顕著な状況となっている。

この事業は、将来佐久市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者に対し、本市から修学資金を貸し付けることにより、経済的な理由で修学が困難な者への支援を図りつつ、市内における保育士の人材確保を目的とする。

あわせて、進学等による人口の流出を抑制し、又は、佐久市への転入者（就業に伴う帰郷者を含む）確保とその定着を図ることを目的とする。

### 2 対象者、金額等

#### (1) 貸付対象者

大学、短期大学、専門学校などの保育士養成施設に修学している者とする。

※佐久市に生活の本拠を有している者又はその子弟であることが要件。

※ほかにも所得要件等があります。

#### (2) 貸付金額

貸付金額は、

国公立 大学・短大・専門 月額30,000円

私立 大学・短大・専門 月額40,000円 とする。

#### (3) 貸付期間

貸付期間は、在学する養成施設における正規の修学期間以内とする。

#### (4) 募集定員（年度ごとの新規募集定員）

予算の範囲内（令和3年度は7～10人程度）とする。

### 3 特色

卒業後、佐久市内に居住し、かつ、6か月以内に佐久市内の保育所等に常勤（常勤に準ずるものとして認めるものを含む。）保育士として、貸付を受けた期間の2倍の期間以上勤務したときは、返還を全額免除する。